

議案第163号

サイクルパークつくば条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年3月1日

つくば市長 五十嵐立青

サイクルパークつくば条例の一部を改正する条例

サイクルパークつくば条例（令和5年つくば市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 「市民」とは、つくば市に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のサイクルパークつくば条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

条例の目的に合わせ、利用者拡大を図るため、この条例案を提出するものである。

サイクルパークつくば条例（令和5年つくば市条例第37号）新旧対照表

改正後	改正前		
<p>本則・附則（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="107 437 1079 488"><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1（略）</p> <p><u>2</u> 「市民」とは、つくば市に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。</p> <p><u>3</u>・<u>4</u>（略）</p>	（略）	<p>本則・附則（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 437 2110 488"><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1（略）</p> <p><u>2</u>・<u>3</u>（略）</p>	（略）
（略）			
（略）			